

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項・同施行規則第 191 条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項・同施行規則第 182 条に基づく書面)

株式会社フォーバル
株式会社ヴァンクール

2025 年 6 月 10 日

2025 年 6 月 10 日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都渋谷区神宮前五丁目 52 番 2 号
株式会社フォーバル
代表取締役 中島 將典

東京都千代田区神田神保町三丁目 23 番地 2
株式会社ヴァンクール
代表取締役 加藤 康二

株式会社フォーバル（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社ヴァンクール（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2025 年 6 月 10 日付で吸収合併契約を締結し、2025 年 7 月 31 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることは見込まれます。また、本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本合併の効力発生後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示の開始日以降に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上

別紙 1

合併契約書
(添付のとおり)

合併契約書

株式会社フォーバル（以下「甲」という。）と株式会社ヴァンクール（以下「乙」という。）とは、以下の通り、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（存続会社及び消滅会社）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

2. 吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社 商号 株式会社フォーバル

住所 東京都渋谷区神宮前五丁目 52 番 2 号

(2) 吸収合併消滅会社 商号 株式会社ヴァンクール

住所 東京都千代田区神田神保町三丁目 23 番地 2

第2条（無対価合併）

本合併は甲と、甲の完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は合併に際して、乙の株主に対して一切の対価を交付しないものとする。

第3条（増加すべき存続会社の資本金および準備金等）

本合併は無対価合併により、甲は合併に際し、資本金等を増加しないものとする。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、令和7年7月31日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上これを変更することができる。

第5条（株主総会の承認）

乙は会社法第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認を経ずに本合併を決定するものとする。甲は会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認を経ずに甲の取締役会にて本合併を決定するものとする。ただし、本合併の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引き継ぎ）

乙は、効力発生日において、乙の所有する資産、負債および権利義務の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙にて協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において乙が雇用する全従業員を効力発生日に甲の従業員として引き続き雇用するものとする。

第9条（本合併に係る費用）

効力発生日の前日までにかかった費用は、甲乙それぞれ合理的に負担する。効力発生日後、乙の解散に必要な費用は、甲の負担とする。

第10条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲および乙にて協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約規定外の事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲および乙が協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025年6月10日

甲：東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
株式会社フォーバル
代表取締役 中島 將典

乙：東京都千代田区神田神保町三丁目23番地2
株式会社ヴァンクール
代表取締役 加藤 康二

別紙 2

吸収合併消滅会社
最終事業年度に係る計算書類等の内容
(添付のとおり)

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	41,750,416	流 動 負 債	187,744
現金及び預金	41,662,696	未払金	117,744
未収還付税金	87,720	未払法人税等	70,000
		負債合計	187,744
		(純資産の部)	
固 定 資 産	104,766	株 主 資 本	41,667,438
有形固定資産	4	資 本 金	10,000,000
建物	1	資 本 剰 余 金	726,090
工具器具備品	3	その他資本剰余金	726,090
無形固定資産	104,762	利 益 剰 余 金	32,908,898
電話加入権	104,762	利 益 準 備 金	2,500,000
		その他利益剰余金	30,408,898
		繰越利益剰余金	30,408,898
		自 己 株 式	△ 1,967,550
		純資産合計	41,667,438
資 産 合 計	41,855,182	負債・純資産 合 計	41,855,182

損 益 計 算 書
(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	
売上高		8,964
売上総利益		8,964
販売費及び一般管理費		886,160
営業利益		△ 877,196
営業外収益		
受取利息及び配当金	25,476	
その他	168,617	194,093
経常利益		△ 683,103
税引前当期純利益		△ 683,103
法人税・住民税及び事業税	73,836	73,836
当期純利益		△ 756,939